

兵庫県ミニバスケットボール連盟 加盟・登録の方針

＝2016年総会承認以降の更新版案（全国大会の変更を反映）＝

日本ミニバスケットボール連盟の「日本ミニバスケットボール連盟加盟登録規定」および「ミニバスケットボールの加盟登録規定についての方針」に基づき、兵庫県ミニバスケットボール連盟（以下、県ミニ連）で登録内容を確認・審査し集約して責任を持って日本ミニ連に加盟登録手続きを行わなければならない。そのため下記の方針を設け、県ミニ連に加盟登録するチームが、適正かつ円滑に加盟・登録手続きを行うことを期待する。

- 各チームは単一学区児童でチーム構成されるよう努めること。
- チームに入部する場合、児童は居住地がチームの所在する市・区・郡と一致することを原則とする。異なる場合は必ず各地区責任者を通し、県ミニ連へ事前に報告し、県事会において協議、決定する。
- 選手の移籍に関しては、転居・所属チームの解散・在籍校でのチーム発足以外、原則として認めない。やむをえない理由で移籍する場合は、必ず各地区責任者を通し、兵庫県ミニバスケットボール連盟へ事前に報告し、県理事会において協議、決定する。
- 転居・所属チームの解散・在籍校でのチーム発足以外の理由で移籍した場合、その選手は兵庫県ミニバスケットボール連盟の主催する大会・その地区予選、近畿大会、全国大会には、移籍した日から一年間出場することはできない。
- チームの合体（連合）は原則として認めない。やむを得ず合体（連合）する場合は、必ず地区連盟において確認・審査した上で地区責任者を通し、兵庫県ミニバスケットボール連盟へ事前に報告し、県理事会において協議、決定する。
- 全国大会出場の別ガイドライン（5小学校区以上のチームの参加については原則不可）4校枠が撤廃されましたが、チーム構成についての考え方は変更されていません。兵庫県ミニバスケットボール連盟は、日本ミニバスケットボール連盟の狙いに沿ったチーム作りを指導し、小学生として健全なバスケットボールの普及・発展に努める。
- チームが以上の方針に従わない場合、加盟、登録は認めない。
- ジュニアチームの登録は、「日本ミニバスケットボール連盟のねらい」を踏まえ登録を認めているが、3点目の「各地に広くミニバスケットボールのチームが存在するようはかること。」を実現するためチーム及び地区において最大限の努力をしなくてはならない。
- ジュニアチームの競技者が次年度、上位チームに移籍する場合、県登録届③の「連合チームの構成の経緯について」に記載し提出するとともに、地区および県ミニ連理事会において協議・承認されることを条件とする。
- 上記に記載のない事項については、日本ミニ連の規約等に準じ、県ミニ連理事会において協議するものとする。

以上